

松江家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

1 日時

平成23年2月9日（水）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）古田 浩

（委員） 井田克己，大橋広志，片山憲一，加茂尚美，小西直之，鹿野一厚，
上代裕一，槇野俊徳，光谷香朱子，山口美紀（五十音順敬称略）

（説明者）熊谷首席家裁調査官，筒井首席書記官，三津川事務局長

（庶務） 田部総務課長，平島総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長選任

委員長に古田委員が選任された。

(2) 前回委員会での質問事項に対する回答

（説明者）

離婚調停事件のうち妻が外国人であった件数（既済事件数）は，松江家裁管内全体で平成17年が2件，平成18年が9件，平成19年が13件，平成20年が7件，平成21年が2件となっています。国籍では，前記の5年間でフィリピンが21，中華人民共和国が6，大韓民国が3などとなっています。

(3) テーマ「成年後見等事件処理の実情と問題点」

ア ビデオ上映「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」

イ 裁判所側説明者による説明

「成年後見事件の統計情報について」筒井首席書記官

「松江家裁における成年後見事件の実情について」熊谷首席家裁調査官

ウ 質疑応答，意見交換

(委員A)

本人が痴呆状態になりつつあるが，外見からだけでは分からないようなケースで，申立人以外の親族から理解が得られない場合，成年後見人を選任するに当たっての調整は誰が，どのように行っているのですか。また，申立てに際して，同意を得るべき親族は，どの範囲となっているのでしょうか。

(説明者)

申立時に同意書を提出していただくのは，本人が亡くなった場合に相続人となる親族となっています。また，同意書が提出されないようなケースでは，理由を聞かせていただきます。

(委員A)

医者から親族に説明をしてもらって，納得を得たというようなケースを聞いたことがあります。他に申立人と親族の仲介をするようなケースはないのでしょうか。

(委員長)

客観的に後見を開始すべきかどうかは，申立人から提出していただく診断書や申立後に行う鑑定で判断することができます。ただ，親族が後見の申立てに反対している場合に，親族の意向確認を家裁調査官が行うこともあります。後見の事件を進める中で裁判所側が調整をすることはありません。申立ての前に弁護士などからアドバイスを受けるケースはあるのかもしれません。

(委員B)

申立前の相談の段階で，申立てに反対している親族に説明を行ったようなことは何度かあります。

(委員C)

本人の財産が少ない場合には、専門職後見人にはどれくらいの報酬が支払われるのでしょうか。何か基準がありますか。

(説明者)

本人の財産状況や成年後見人の職務実績などを総合的に見て、報酬額を決めているので、一律ではありません。東京家裁では専門職後見人への報酬基準を公開していますが、松江家裁ではそのような基準は設けていません。

(委員D)

市町村による支援事業の利用者は、どれくらいいるのですか。

(委員E)

松江市でのデータですが、平成21年で3人、平成22年で2人の利用がありました。松江市では要綱で助成額を定めており、在宅の場合には月2万8千円、施設入所の場合には月1万8千円を上限に成年後見人への報酬を助成しています。

(委員F)

支援事業の利用は、後見の申立前から行われているのですか、それとも、後見開始後に本人の財産が枯渇して行われているのでしょうか。

(委員E)

ほとんどの利用者は、後見の申立時から利用しています。申立てをするということで、支援事業についても同時に相談を受けるような感じですか。

(委員F)

2000年に後見制度が発足したにもかかわらず、それほど普及していないという意見もありますが、後見制度の啓発の実態はどのようになっているのでしょうか。

(説明者)

裁判所窓口には、最高裁判所が作成したパンフレットを備え置いています。

す。また、各市町村の地域包括支援センターなどでもパンフレットを作っているのではないかと思います。

(委員長)

地域包括支援センターへの接触がない場合の周知をどうするかという問題もあります。この辺りは、行政機関やマスコミにも御協力いただく必要があるのかとも思います。

(委員 E)

松江市では福祉部を中心として啓発活動を行っています。具体的には、民生委員の研修会で制度の説明を行うなどがあります。

(委員 G)

専門職後見人として弁護士、司法書士、社会福祉士があげられていますが、これは何か法的に定められたもので、これに限定されるのでしょうか。また、中山間地域では高齢化や核家族化が進み、親族を成年後見人に選任できない場合もあると思いますが、親族以外の人たちがどのように後見制度を支えているのか例があれば示してもらえないでしょうか。また、民生委員が後見人に選任されることはあるのでしょうか。

(説明者)

専門職の中には税理士の成年後見人もいます。また、司法書士や社会福祉士が成年後見人になる場合には、一定の研修を受けているようです。

(説明者)

民生委員をなさっている方がたまたま後見人に選任されている例もあるかもしれませんが、民生委員だからという理由で選任することはありません。

(委員 A)

本人の判断能力がまだ十分ある時期に成年後見人を指名しておくことはできるのですか。

(委員長)

本人に判断能力が十分ある場合には、任意後見制度を利用させていただくこととなります。

(委員A)

任意後見制度の利用者は、実際にいるのですか。

(説明者)

任意後見制度は、実際に利用されています。

(委員B)

任意後見契約までは結んでいなかったが、本人が判断能力があるときにこの人に成年後見人になってほしいと希望していた場合、家庭裁判所での成年後見人の選任において、その事実は考慮されるのですか。

(説明者)

希望していた事実が確実で、希望していた状況などが分かれば有力な材料にはなるかもしれませんが、成年後見人の選任は、何が本人の利益になるのかという観点から総合的に判断することになると思います。

(委員長)

親族間に誰を成年後見人にするか争いがあるような場合には、専門職を成年後見人に選任することが多いのかもしれませんが。本人が書いた希望書面があるということで提出されても、その信憑性をどう考えるかによっては一方に加担する結果にもなりかねないところです。

(委員F)

成年後見人による財産管理のトラブルは、どの程度発生しているのですか。全国的には増加傾向にあると聞いていますが、松江ではどのような状況でしょうか。

(説明者)

実際に告発をした事案はありますが、増加傾向にあるのかどうかは明確

ではありません。

(委員 F)

財産管理のトラブルを防ぐために、銀行で財産管理を行う制度ができた
と聞いたのですが、銀行の支店がないことなどから、都会と地方とで較差
は生じないのですか。

(説明者)

この制度は、信託銀行に高額な財産管理を委ね、残った少額部分を親族
の成年後見人に任せるという制度です。後見監督の合理化の観点から取り
組むべき課題と考えていますが、まだ制度の話が出たばかりで、松江家裁
においてどのように利用していくかはこれから検討することとなります。

(委員 C)

成年後見人の不正防止には、成年後見人の職務と責任について十分な周
知を行う必要があると思いますが、成年後見人から提出してもらう誓約書
には、財産を不正に使用した場合には業務上横領となる旨の文言はあるの
ですか。

(説明者)

誓約書自体にそのような文言はありませんが、不正に関する新聞記事を見
せたり、説明書で分かりやすく説明した上で誓約書に署名してもらって
います。

(委員 C)

誓約書の内容は、どのようなものですか。

(説明者)

まず、「『成年後見人 Q & A』を受領し、また、説明を受けたことによ
り、後見人の職務と責任について十分に理解しました。」とあり、続いて
「これから後見人の職務を行うに当たり、次のことを実行し、誠実かつ適
正に後見事務を行うことを約束します。」として、その内容の一つとして

「ご本人の財産は、飽くまでも他人の財産という意識で管理し、自分自身の財産と混同しないよう適切に管理する。」とあります。

(説明者)

成年後見人にお渡しする「成年後見人Q & A」の中でも業務上横領について触れています。

(委員H)

これまでに18歳未満の学生の親権者に対して後見が開始されたことにより、当該学生の親権者が変更されたようなケースはありますか。

(委員長)

学生の親権を行使する者がいない場合には、未成年後見人を選任することなどが考えられます。

(委員I)

実際に問題が発生して、成年後見人が解任された事例はあるのですか。

(委員長)

告発をした事例については、その前に成年後見人が解任されていると思います。不正行為があった以上、そのまま不正行為をした成年後見人に財産管理を任せるのは妥当でないと考えられます。

(委員G)

島根県内で成年後見人に選任されている法人とはどのようなものですか。

(説明者)

島根県内では社会福祉協議会のみです。他県では、弁護士法人や司法書士法人が選任されている例もあります。

(委員A)

後見開始後に被成年後見人の財産がなくなった場合、行政の支援を受けながら後見は続くのですか、それとも後見自体がなくなってしまうのですか。

(説明者)

被成年後見人が判断能力を回復されたり、お亡くなりになったりしない間は、成年後見人が辞任又は解任されない限り、成年後見人の職務は続くこととなります。

(委員B)

後見に関する事件がどんどん増えていく中で、家裁調査官の人員は足りているのですか。

(説明者)

家裁調査官や裁判所書記官は、後見に関する事件だけでなく調停など他の手続も担当しているので、仕事をうまく配分することが必要になります。後見に関する事件については、参与員に即日事情聴取を担当してもらい早期処理を実践するなどして事務の合理化を図るなど様々な工夫をしています。

(4) 本庁庁舎建替について

裁判所側説明者による説明

「前回委員会以降の状況について」三津川事務局長

5 次回のテーマ

「地域の資源を活用した教育的措置について」とする。

6 次回期日の決定

平成23年6月22日(水)午後1時30分